

## **ボリビア大統領令 4245 号要旨**

**第 4 条 全国的な外出規制が敷かれている期間中は、以下の衛生安全対策を行う。**

- a) 人と人の社会距離を最低でも 1.5 メートル空ける。
- b) マスクの着用。
- c) 消毒には濃度 70%以上アルコールまたはジェルを利用。
- d) 頻繁に手洗いをを行うこと。

**第 5 条 (許可されている経済活動) 感染リスクレベルに関係なく以下の経済活動は継続が認められる。**

- a) 工業、製造業、農産業、林野業、木材加工業。また、それぞれの中間財や原料の供給、流通、販売活動も認められる。また労働時間も業種毎に定められる。
- b) 鉱業分野の活動。また、その中間財、原料の供給、流通、販売活動も認められる。労働時間も各業種毎に定められる。
- c) 建設業。

## **第 6 条 生産と供給**

I. 感染リスクレベルに関係なく、食品、大量消費財の生産と、生活必需品の販売と、これらの中間財の供給、薬品や衛生用品の生産などは、国内供給を滞りなく行うため、継続して活動を続ける。

II. 大量消費財や生活必需品の供給に従事する人または企業は、国民へのこれらの商品の供給を保障するため、月曜から日曜にかけて 24 時間体制で活動を行う。

III. 大量消費財や生活必需品の供給に従事する人または企業は、各々の従業員の移動のための交通手段を手配する。

IV. ガソリン、ガス、ディーゼル燃料やその他の燃料供給会社は、継続して活動する。

V. 国内市場向けの商品供給のためのあらゆる貨物の国際輸送手段の通行を許可する。同じく貨物の輸出入のための移動を許可する。

## **第 7 条 人と車両の無条件通行**

I. 感染リスクレベルに関係なく、以下の人の移動を認める。

- a) 公的または民間保健機関の従業員。
- b) 軍部。
- c) ボリビア警察。
- d) 本令施行期間中、その活動が必要とされる全ての機関、公共サービス会社、戦略的サービス提供会社。

II. 特例として、命に係わる状態、または不可抗力により医療機関に行く場合は、指定時間

外の通行を認める。

Ⅲ. 以下のサービス、機関、産業分野や活動に従事する者の車両は通行を許可する。

- a) 官民の医療機関。
- b) 軍部。
- c) ボリビア警察。
- d) 中央政府や司法当局の車両。
- e) 中間財や原料供給活動、関連商品の流通および販売活動。
- f) 宅配サービス。
- g) 公的機関の従業員の移動車両。
- h) その他、必要と見なされる活動。

**第 8 条（感染リスクに応じた地方自治体の隔離政策）** 地方自治体は、衛生プロトコルと感染リスクレベル（高リスク・中リスク）を考慮した上で、以下に関する規定を定める。

- a) 本大統領令の第 3 条 2 項の e) および f) と労働雇用社会保障省の規定を前提に、混雑回避と社会距離を保ちつつ、所管の民間セクターの就労時間の出退勤時間を定める。
- b) 本大統領令の第 3 条 2 項の e) および f) を前提に、民間セクターの顧客サービス時間を定める。
- c) 月曜から日曜にかけての食物の宅配または店舗での受け取りに係わる事業者に対して、従業員の移動手段の手配と、調理における衛生プロトコルの遵守を求める。
- d) 商業、サービス業、その他活動の営業体制を定める。
- e) 買い出しや銀行手続きのために外出する人々の移動規定を定める。
- f) 12 際以下、65 歳以上の人々の移動規定を定める。
- g) その他、各自治体の必要規定を定める。

## 第 9 条 労働時間

- I. 官民の労働時間は連続したものとする。
- II. 中央政府省庁の出退勤時間は、労働雇用社会保障省が定める。
- III. 地方自治体は、自らの出退勤時間を労働雇用社会保障省の規定に従って決める。
- IV. 地方自治体は、民間セクターの労働時間の出退勤時間を労働雇用社会保障省の規定に従って決める。
- V. 前述全てにおいて、混雑と感染拡大を避けるため、段階的な出退勤とすること。

## 第 10 条 官民の公共交通機関

- I. 官民の公共交通機関サービスの規定所管は以下のとおり。
- a) 州から州への移動、ケーブルカー、航空機は公共事業サービス住宅省。
- b) 市から市、県から県への移動は、各地方自治体。

c) 市内交通は、市または農村部原住民自治体 (Gobiernos Autónomos Indígena Originario Campesinos)

II. 一般旅客移動サービス

a) 市から市への移動は、各市。

b) 県から県への移動は、各地方自治体。

c) 州から州への移動は、公共事業サービス住宅省と地方自治体間で調整。

**第 11 条 リスク条件の決定**

I. 本大統領令の第 2 条 1 項により、地方自治体は保健省が定める疫学指標に基づき、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の事例発生において自治内の隔離規定の施行とマスメディアを通じての住民への周知を図る。

II. 定められた感染リスクの度合いに関係なく、各市は各州自治体および中央政府と連携の上、新型コロナの感染拡大と住民の健康の予防措置を講じるため、市内、地区などを隔離できる。

III. 感染リスクレベルに応じて、地方自治体および市は、感染拡大を緩和するため、それぞれの「対抗措置計画書」を作成、施行、更新する。

**第 12 条 外出禁止措置** 中央政府は新型コロナの感染拡大状況についての保健省報告に基づき、地方自治体所管地域の外出禁止措置を取ることが出来る。

**第 13 条 金融機関と税務当局**

I. 金融サービスや銀行の営業時間は、金融システム監督庁 (ASFI) の定めに従う。

II. 中央政府および地方自治体の歳入徴収機関は自らの営業時間を定める。

**第 14 条 治安の維持** ボリビア軍部と警察は、憲法に則り治安、社会平和、全国民の生活・健康の権利の維持を保障する。

**(その他経過措置)**

措置 1 本大統領令前に交付された自家用車の交通許可書は、6 月 30 日まで有効とする。

措置 2 宅配サービスの営業時間については、各地方自治体が所管内の規定を定めるまで月曜から日曜の午前 9 時から午後 10 時とする。

(ジェトロリマ事務所作成)